

## 資金管理業務規程の変更について

## 1. 変更の要旨

金融商品取引法(昭和23年法律第25号。以下「金商法」という。)の改正規定(平成22年4月1日施行)に基づき、格付機関に対する内閣総理大臣の登録制、監督等の公的規制(以下「信用格付業者制度」という。)が導入された。

これに伴い、企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号。以下「開示府令」という。)の規定に基づく指定格付機関制度は廃止され、同制度は信用格付業者制度に統合される予定である。

よって、資金管理業務規程別紙「再資源化預託金等の運用の基本方針」(以下「運用の基本方針」という。)の「Ⅱ. 1. 運用対象資産の範囲」に規定する「指定格付機関」を、別紙「新旧条文対照表」のとおり「信用格付業者」に変更する。

## 2. 変更の内容及び理由

## (1) 現行「運用の基本方針Ⅱ. 1. 」における「指定格付機関」に係る規定

再資源化預託金等の運用対象資産である地方債、特別の法律により設立された法人の発行する債券(政府保証のないもの)、金融債、社債、約束手形、短期社債及び金融機関への預金は、その取得の条件として、指定格付機関のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであることとしている。

## (2) 「運用の基本方針Ⅱ. 1. 」における「指定格付機関」に係る規定の変更

## ① 信用格付業者制度の導入及び指定格付機関制度の廃止

○ 平成22年4月1日から金商法第2条第36項及び同法第3章の3の規定に基づく信用格付業者制度が導入されたことに伴い、開示府令第1条第13号の2の規定に基づく指定格付機関制度は廃止、信用格付業者制度へ統合の予定である。

○ 開示府令規定に基づく現在の指定格付機関(株式会社格付投資情報センター、株式会社日本格付研究所、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス及びフィッチレーティングスリミテッドの5機関)に対する金融庁長官指定の有効期限は平成22年12月31日であり、平成23年1月1日からの新たな指定は行われたい予定である。

○ このため、現在の指定格付機関は、金商法第66条の27の規定に基づき、信用格付業者制度における内閣総理大臣の登録を受け、又は登録手続き中である。

## ② 指定格付機関制度と信用格付業者制度の相違点

### ○ 指定格付機関制度

指定格付機関制度は、金商法に基づく開示制度等において利用される格付機関を明らかにすることを目的としたものであり、指定格付機関を規制・監督するものではない。

指定格付機関とは、開示府令第1条第13号の2の規定に基づき、格付機関のうち、金融庁長官がその格付実績等を勘案して有効期間を定めて指定したものをいう。

### ○ 信用格付業者制度

信用格付業者制度は、現在の格付機関の公的規制を行うことを目的としたものである。

信用格付業者とは、金商法第66条の28の規定に基づく内閣総理大臣に対する登録申請を行い、適切な体制の整備等の条件を満たすものとして同法第66条の27の規定に基づく内閣総理大臣の登録を受けた格付機関をいう。

信用格付業者に対しては、金商法第66条の32から同法第66条の36までの規定に基づき、誠実義務、業務管理体制の整備義務、格付付与の方針等の情報開示義務等が課せられる。また、内閣総理大臣による同法第66条の41の規定に基づく業務改善命令、同法第66条の45の規定に基づく報告の聴取及び検査等が可能となっている。

## ③ 「運用の基本方針Ⅱ. 1.」における「指定格付機関」に係る規定の変更

上記①②のとおり、指定格付機関制度は廃止される予定であり、公的規制の行われる新たな信用格付業者制度が導入されたことにより、「運用の基本方針Ⅱ. 1.」に規定する再資源化預託金等の運用対象資産に格付を付与する格付機関を「指定格付機関」から「信用格付業者」に変更する。

なお、この規定変更による資金管理法の再資源化預託金等の運用実務に変更等の影響はない。

## (3) その他の変更

平成19年9月30日に金商法が施行されたことに伴い、約束手形の根拠法は「証券取引法第2条第1項第8号」から「金商法第2条第1項第15号」に変更されている。

よって、「運用の基本方針Ⅱ. 1.」において再資源化預託金等の運用対象資産として規定する約束手形の根拠法を、「証券取引法第2条第1項第8号」から「金融商品取引法第2条第1項第15号」に変更する。

以上